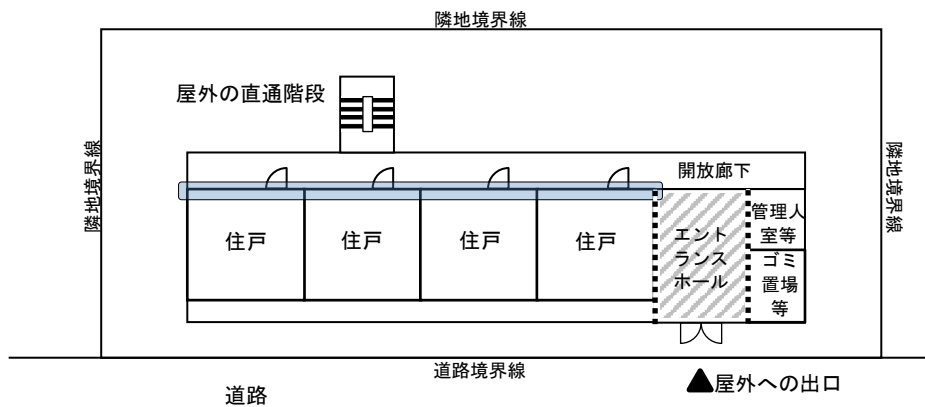


## 用語の定義

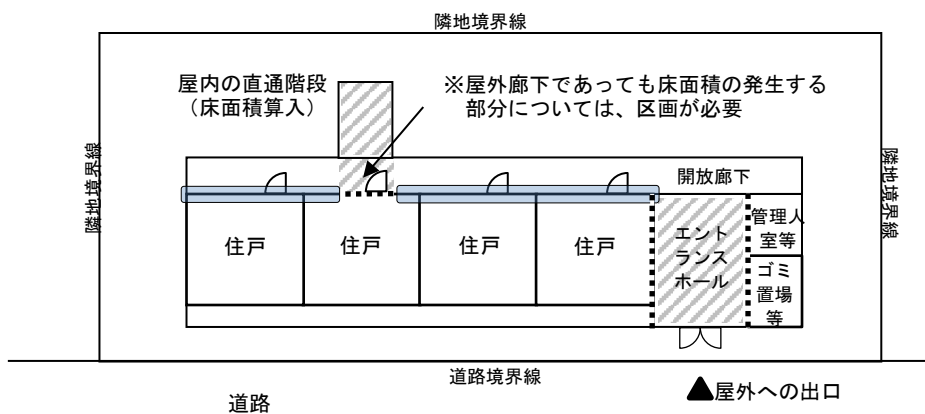
項目	開放廊下を介する安全条例第8条の区画について
条文	東京都建築安全条例第8条

避難階において、直通階段から屋外への出口に至る経路が床面積の発生しない開放廊下を通過する場合、開放廊下に面する住戸等の開口部への第8条区画は不要とする。(図1)

ただし、屋外廊下であっても床面積が発生する部分については、その廊下に面する住戸等の開口部への第8条区画は必要とする。(図2)



【1階（避難階）平面図】(図1)



【1階（避難階）平面図】(図2)

////: 床面積算入（階段・廊下）

.....: 第8条区画必要 ※1

——: 第8条区画不要

※1 なお、管理人室等で安全条例第8条第2項に該当するものであれば、第8条区画は不要とする

関連通達・  
資料

「東京都建築安全条例」に関する質疑応答集 (Q&A) (平成30年10月)